関係法人 代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和7年4月から令和7年7月における障害児通所支援(児童発達支援及び 放課後等デイサービスに限る)指定に係る開設前説明会の開催について(通知)

日頃から本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

本市においては、新規に障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。以下「通所事業所」という。)の開設を予定している事業者の皆様に向け、サービスの趣旨等を十分に御理解いただくため、川崎市障害児通所支援開設前説明会(以下「開設前説明会」という。)を実施しております。今回の開設前説明会は、令和7年4月から令和7年7月に通所事業所を開設予定の事業者の皆様を対象とします。

1 日時

令和6年11月21日 (木) 13時30分から16時30分 (予定) (受付13時10分から)

2 会場

川崎市役所本庁舎2階ホール

川崎市川崎区宮本町1番地(JR川崎駅から徒歩約10分)※別紙会場案内図参照

※会場へは車以外の公共交通機関を御利用の上お越しください。車で来場された場合、駐車場の 利用料金の割引・無料措置等は一切行いませんので、あらかじめ御了承ください。

3 対象事業所

- ・令和7年4月から令和7年7月に川崎市内で通所事業所の新規開設を予定している事業者
- ・通所事業所を譲り受け、令和7年4月から令和7年7月に川崎市内で開設を予定している事業者 ※制度改正等によって指定基準の変更等が行われることがあるため、<u>今回の指定前説明会に参加しても、(延期する場合も含めて)令和7年8月以降に指定等を受けようとする場合、原則として、再度対象期間の指定前説明会へ参加することが必要です。</u>

4 対象者

事業所に配置予定の管理者又は児童発達支援管理責任者(原則1名・最大2名)

※1事業所の開設あたり1申込みが必要です。(2事業所以上の開設を希望する場合は、2申込み 以上が必要となります。)

5 申込方法

次の web 申請フォームより申込手続きをお願いします。

URL: https://logoform.jp/form/FUQz/776018

※web 申請フォームの手続きの申込のみとなります。FAX による申込は受付しませんので、御注意ください。(申込後の電話連絡は不要ですが、必ず送達確認のため、申込完了後送付される、申込完了メールの御確認をお願いします。)

6 申込締切

令和6年11月6日(水)【厳守】

※締切を過ぎた申込みは受付できませんので御注意ください。

7 当日資料について

令和6年11月11日(月)までに、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しますので、印刷の上、当日御持参ください。電子機器等を持ち込むことも可能ですが、電源等の提供はありません。また、当日の資料配布はございませんので御注意ください。

【掲載先】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」

- →「書式ライブラリ」
 - →「3. 川崎市からのおしらせ」
 - →「9-2. 開設前説明会関係資料(児童福祉法関連)」

(https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=282)

8 備考(事業者指定までの手続きについて)

新規指定申請を予定している事業者におかれましては、次の手続きが必要となります。

「②事前審査」の手続き時に川崎市障害児通所支援開設前調査票の内容を確認しますので、2部 用意して御持参ください。

(※ 令和6年8月1日指定分から、指定申請受付等の取扱いを一部変更していますので、御注意ください。)

日程	手続き
令和6年11月21日	①川崎市障害児通所支援開設前説明会に参加
指定希望日の前々月の1日まで	②事前審査 (事前予約必要)
指定希望日の前月の1日まで	③申請書類の提出 (郵送または持参)
指定希望日の前日までに	④川崎市から指定書の送付

※詳細なスケジュールは説明会当日に御説明します。

障害者施設指導課事業者指定担当 TEL 044-200-2927 FAX 044-200-3932 会場 (川崎市役所新庁舎2階ホール) 案内図

所在地:川崎市川崎区宮本町1番地

